

平成27年度 自転車ルール・マナー検定

次の問題を読んで正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

1. 自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、路側帯（白色一本線）の中であれば車道の右側を通行できる。
（26年度正解率 中学生76% 高校生74%）

2. 一方通行の標識（図-1）がある道路では、自転車も矢印の方向と反対に走ってはいけない。
（25年度正解率 中学生73% 高校生69%）



（図-1）

3. 歩行者専用道路（図-2）の標識がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。
（26年度正解率 中学生71% 高校生64%）



（図-2）

4. 自転車の二人乗りは危険なため、してはならないが、法律で罰則は特に定められていない。
（25年度正解率 中学生74% 高校生79%）

5. 自転車で道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければならない。

6. 自転車歩道通行可の標識（図-3）や表示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の人、身体障害者は通行することができる。
（26年度正解率 中学生61% 高校生52%）



（図-3）

7. 交通量が多く、道路幅が狭い道路であり、自動車との接触の危険がある場合は、自転車は歩道を走ることができる。

8. 自転車歩道通行可の標識（図-3）がある歩道を走る際は、歩行者に注意すれば、歩道のどの部分を通行してもよい。
（26年度正解率 中学生66% 高校生61%）

9. 歩道で反対方向から自転車が来た時は、相手の自転車を右に見ながらよけるようにするとよい。

10. 自転車が歩道を走っていて、歩行者が前にいるときはベルを鳴らして歩行者によけてもらわなければならない。
（26年度正解率 中学生60% 高校生49%）

自転車に愛錠  を！

必ず鍵かけを！
ツーロックだと
より効果的！



11. イヤホンを使用するなど、周りの音が十分聞こえない状態で自転車を運転してはならない。
12. 自転車が歩道を通行して、歩行者の安全をそこなうおそれがある時は、徐行して走らなければならない。
(26年度正解率 中学生15% 高校生11%)
13. 自転車で横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号ではなく、車両用信号に従わなければならない。
14. 車道を通行する自転車が横断歩道に近づいた時、横断する人がいないだろうと思ったなら、注意せずにそのままの速度で進行できる。
15. 信号がある交差点で、警察官が手信号で交通整理をしていた場合は、信号機ではなく、警察官の手信号に従う。
16. 止まれの標識(図-4)がある交差点は、自動車は止まらなければならないし、自転車はスピードを落として注意(徐行)して通行しなければならない。
(26年度正解率 中学生40% 高校生42%)
17. 自転車で交通事故を起こした時は、車と同じように、けが人の手当や、道路における危険を防止して、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。
18. 道路交通法が改正され、平成27年6月1日からは、自転車運転中に危険なルール違反を行い、交通違反や交通事故で繰り返し検挙されると、「自転車運転者講習」を受けなければならない、受こう命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金の対象となる。
19. 踏切では、一時停止をして、安全を確かめなければならない。
20. 自転車は、交通事故に備えた保険に加入した方がよい。



回答欄

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

